

本間内科医院 地域医療研修プログラム

(1) プログラムの名称

本間内科医院地域医療研修プログラム（2年次4週～8週）

(2) プログラムの目的と特徴

1) 目的

臨床医として必要な、医療・介護・保健・福祉が一体になった地域包括の研修を通して、患者・家族のニーズを身体、心理、社会的側面から理解し、病院の医師としてだけではなく、地域で暮らす生活者の健康の管理者としての医師を養成する。

2) 特徴

- ① 外来診療にて、かかりつけ医として、プライマリ・ケアの役割を果たし、北見赤十字病院など二次医療機関とのスムーズな連携が行える。
- ② 在宅支援診療所であり、悪性疾患患者（様を削除）に対する緩和医療、難病や介護度が高い通院が困難な患者（様を削除）に対する訪問診療及び24時間対応の往診を行っているため、在宅医療も学ぶことができる。
- ③ 産業医活動、住民健診や職場健診、学校健診など各種健診が行われており予防医療を疾患と関連付けて学ぶことができる。
- ④ 各種ワクチン接種も行っており、ワクチンによる予防医療も学ぶことができる。

(3) プログラム責任者

本間 栄志（理事長、内科・消化器内科）

(4) 研修目標

地域包括医療の概念を理解し実践できるように、プライマリ・ケア、在宅医療、高齢者医療、保健、福祉、介護の分野を含めた全人的な臨床能力を身に付ける。

1) 行動目標

北見赤十字病院初期臨床研修プログラムの行動目標の達成に努める。

① 地域包括医療の理念と方法論

1. 地域包括医療の必要性の理解
2. 対象地域の健康問題の把握
3. 共に働く職種の役割の理解と協調性
4. 地域住民に対する共感
5. 保健医療福祉行政の現状の理解

② 全人的アプローチ

1. 身体・心理・社会的側面から、患者・家族のニーズを把握
2. 予防的観点から、患者・家族のニーズを把握
3. 患者が豊かな人生を送れるように医療のゴールを患者・家族と共に考える。
4. 適切な面接技法の修得
5. 患者の状況に応じた柔軟な対応ができる。

③ 日常診療マネジメント

I) 日常診療において適切な診療ができる。

1. 一般的な急性疾患患者の外来診療
2. 慢性疾患患者の診療 ---- 日常生活指導・栄養指導・服薬指導
3. 一次救急患者の診療
4. 高齢者の診療
5. 感染予防・褥瘡予防
6. 医療事故防止
7. 終末期医療

II) 患者及び家族に対し、ACP に基づいて治療法・各種ケア・各種制度活用などの説明ができる。

III) 基本的な医療器械の使用法をマスターし、管理ができる。

IV) 書類作成ができる。

1. 診療情報提供書
2. 介護認定のための主治医意見書
3. 各種診断書
4. 各種指示書

④ 在宅医療

1. 訪問診療

個人宅訪問・施設訪問 週3回程度(個人宅30人程度、施設100人程度)

⑤ 介護保険への対応

I) 介護保険の仕組みを知り、そのサービスの体験及び支援を行う。

1. 介護認定のための主治医意見書作成
2. 要介護者への指導
3. 施設介護

⑥ 保健事業

1. 住民健診、学校健診、事業所健診、生活習慣病健診、日帰りドックなど各種健診の技能を研修し事後指導ができる。
2. 予防接種とその注意点
3. 健康相談への対応

⑦ 関係医療機関との連携（病診連携）

1. 他の医療機関への患者紹介・緊急時の搬送
2. 他の医療機関からの患者紹介に対する対応

2) 経験目標

1. 外来、在宅部門において地域包括医療の基礎的な修得を目指す。
2. 外来と訪問診療
3. 診察及び各種健診時の X 線写真の読影と内視鏡写真の撮影等
4. 上下部内視鏡診断、エコー診断
5. 訪問診療の帯同や一般診療との関連性の研修

(5) 研修実施計画

1) 期間

2 年次 4 週間～8 週間

2) 研修の実施方法

1. 日常診療

指導医と共に外来（20～40 日間／4 週～8 週）・訪問診療において患者様の診療を行い、地域医療における基本的な診療・治療・患者及び家族との人間関係等について研修する。

2. 保健・福祉サービス

各部門の管理者・スタッフと共に行動し、患者様・その家族と接して様々なサービスについての知識と経験を積む。

3. その他の研修

地域のカンファレンス、読影会に参加し、症例の質と量の両面から研修を重ねる。

(6) 指導体制

1) 指導者とその担当分野

本 間 栄 志（理事長 内科・消化器内科） 担当分野 内科・消化器内科一般

2) 指導体制の概要

- ・指導者を中心に周辺スタッフと共に指導を行う。
- ・それぞれの分野で連携を保ちながら効率のよい研修の達成を目指す。

(7) その他

勤務時間： 8時15分～16時55分

週休2日制

職務規定：当院の定めるところによる。